

サテラ三鷹ワークラウンジ施設利用規約 SATELLITE OFFICE MITAKA

株式会社まちづくり三鷹（以下「当社」という。）が管理・運営する「サテラ三鷹ワークラウンジ」（以下「当施設」という。）の利用に関し、以下の通り利用規約（以下「本規約」という。）を定めます。

（目的）

第1条 当施設は、個人または企業（団体）が利用できるワークスペースを提供することにより、ライフ・ワーク・バランスの実現や多様な働き方を推進します。

（施設利用者）

第2条 当施設の利用希望者は、当社が指定する手続に基づき、本規約を承諾の上、施設の利用を申し込むものとします。

2 本規約における施設利用者とは、前項に基づく利用申込みに対し、当社が承諾した者としてします。なお、当社は当社の判断により当該利用申込みに対し審査を行い、承諾しないことができるものとします。

3 施設利用者は、施設利用者として有する権利を第三者に貸与及び譲渡することはできません。

4 施設利用者は、当社より当施設の利用承認を受けた個人または企業（団体）とします。

5 当施設の利用承認を受けていない個人または企業（団体）は、当施設を利用することはできません。

（利用料等）

第3条 施設利用者は当社が別に定める利用料等を所定の方法で支払うものとします。

（施設利用及び利用期間）

第4条 施設利用者は、本規約及び当社が別に定める規則等に従い、当施設を利用に関する覚書に記された期間利用することができます。

2 当社は、サービスの変更、サービスの一部または全部を終了することがあります。この場合、当社は原則としてサービスの変更または終了の2ヶ月前までに施設利用者に通知するものとします。

（登録情報の削除）

第5条 施設利用者が施設利用者登録情報を削除する場合は、当社に所定の施設利用終了届出書を提出するものとし、利用料等の未納のある場合はこれを直ちに完納するものとします。

2 前項の場合において、施設利用者が施設利用終了予定月の前月末日までに施設利用終了届出書を提出することにより、翌月末日をもって施設利用を終了することとします。

（資格の停止又は除名）

第6条 当社は、施設利用者が次の各号に該当する場合は、理由の如何に関わらず施設利用者の資格を一時停止し、又は当該施設利用者情報を削除することができます。

（1）施設利用者が次に掲げるいずれかの行為を行った場合

（ア）法律に反する行為又は反する恐れのある行為

（イ）暴力団員が関係する一切の事業

（ウ）政治活動及び宗教活動

（エ）マルチ商法及びそれに関連する恐れのある事業及び投資商材の販売

（オ）不正なアクセス

(カ) 本規約に反する行為

(2) 公序良俗に反すると当社が判断した行為

(3) 提出書類に虚偽があった場合

(4) 当社や他の施設利用者、第三者に損害を与える恐れがあると当社が判断した場合

(5) 利用料等の料金の支払いを行わない場合

(6) その他当社が不相当と認めた場合

(利用の制限)

第7条 当社が管理運営上必要と認めた場合は、本施設の全部又は一部の利用を制限する場合があります。この場合、当社は事前に施設利用者へ通知するものとします。

(免責事項)

第8条 施設利用者は、自己の責任において当施設を利用するものとし、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当施設内で施設利用者へ発生した人的・物的損害について一切責任を負わないものとします。

2 当施設で当社が行う施設利用者若しくは利用者の紹介、又は施設利用者が当施設における情報に基づき生じた事業の連携等は、施設利用者が自己の責任において実施するものとし、当社はこれにより発生した一切の責任を負わないものとします。

(弁済)

第9条 当社の諸設備を汚損、破壊、紛失した場合及び当社の指示に協力しない場合、損害の弁済を要求することとします。

(個人情報の取扱いについて)

第10条 当社は、提供された個人情報について、別紙「個人情報の取扱いについて」に基づいて取り扱うこととします。

(規約の遵守)

第11条 施設利用者は、本規約及び当社の定める諸規則を厳守し、当社の指示に従うものとします。

(規約外事項)

第12条 本規約に定めのない事項及び管理運営上必要な事項は、当社がこれを定めます。

(規約の改訂及び効力)

第13条 当社は、本規約及び本施設の運営に関する事項を改訂することができるものとし、その効力は全ての施設利用者へ及ぶものとします。

附則

本規約は平成30年12月1日から施行します。

附則

本規約は2023年6月1日から施行します。